

## 文書料(診断書、証明書等)の金額改定について

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規定に定める文書料について下記のとおり改定されました  
のでお知らせします。

記

○改正時期 令和7年7月1日

令和7年6月30日前に診断書、証明書その他これらに類する文書のうち「診療費明細証明その他これに類するもの」の「その他のもの」以外の文書の交付の申請をした者に係る当該文書の料金については、現行料金となります。

○診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の額

現 行		
区 分		料 金
診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するもの	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき 5,000円 (消費税が課される場合においては、5,500円)
	診断書のうち病状経過等の証明内容が複雑なもの	1通につき 4,637円 (消費税が課される場合においては、5,100円)
	死亡診断書、出生証明書及び診断書のうち病状経過等の証明内容が簡易なもの	1通につき 3,273円 (消費税が課される場合においては、3,600円)
	身体検査の証明その他記載内容が簡易なもの	1通につき 2,637円 (消費税が課される場合においては、2,900円)
証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないもの	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき 4,182円 (消費税が課される場合においては、4,600円)
	診療費明細証明その他これに類するもの	1通につき 3,364円 (消費税が課される場合においては、3,700円)
	所得税に係る医療費控除のための証明その他これに類するもの	1通につき 1,819円 (消費税が課される場合においては、2,000円)
	入院又は通院期間の証明その他これに類するもの	1通につき 1,819円 (消費税が課される場合においては、2,000円)



改 正 後		
区 分		料 金
自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの		1通につき 6,000円 (消費税が課される場合においては、6,600円)
診断書		1通につき 4,800円 (消費税が課される場合においては、5,280円)
諸証明書(医師の判断を要するもの)		1通につき 3,600円 (消費税が課される場合においては、3,960円)
諸証明書(医師の判断を要しないもの)		1通につき 2,000円 (消費税が課される場合においては、2,200円)